

第一薬科大学

実験動物施設管理運営・同倫理委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、第一薬科大学実験動物施設管理運営・同倫理委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 本委員会は、委員長並びに委員及び事務担当から構成される。

2 前項の委員長及び委員等は、学長がこれを指名する。

3 委員会は、必要と認める場合、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(会議及び委員長)

第3条 本委員会に委員長を置く。

2 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、議長となる。

3 委員会は全委員の2分の1以上の出席により成立し、出席者の過半数の賛成をもって議決するものとする。

(審議事項)

第4条 本委員会は、次の事項を審議する。

(1) 実験動物施設の運営及び保守管理に関する事項

(2) 動物実験の計画・実施に対する倫理性・科学性に関する事項

(3) 実験動物施設予算の執行計画に関する事項

(4) 第一薬科大学動物実験指針の策定に関する事項

(5) その他、委員会が必要と認めた事項

(動物実験委員会)

第5条 動物実験の適正な実施に関して、報告、助言又は意見具申を行う組織として、動物実験委員会を設置する。

2 この規程に定めるもののほか、動物実験委員会に関し必要な事項は、「第一薬科大学動物実験指針」に定める。

(事務)

第6条 本委員会に関する事務は、総務課において行う。

(規程の改廃)

第7条 本規程の改廃は、教授会の意見を聴いて学長が定める。

附 則

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。